鹿児島県青少年保護育成条例

（昭和36年12月22日　条例第65号）

改正　昭和37年３月30日　条例第19号　昭和37年10月15日　条例第42号
昭和53年３月29日　条例第６号　昭和58年３月23日　条例第７号
平成４年３月27日　条例第９号　平成８年10月16日　条例第50号
平成10年12月25日　条例第43号　平成11年12月24日　条例第47号
平成14年３月29日　条例第17号　平成14年12月24日　条例第79号
平成18年３月28日　条例第20号　平成19年３月20日　条例第14号
平成26年10月10日　条例第55号　平成28年３月25日　条例第16号
平成31年３月22日　条例第23号　令和６年３月26日　条例第15号
令和６年12月24日　条例第50号　令和８年３月27日　条例第８号

鹿児島県青少年保護育成条例をここに公布する。

鹿児島県青少年保護育成条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　映画等の推奨（第５条）
第３章　規制（第６条―第25条）
第３章の２　青少年のインターネット利用環境の整備（第26条・第26条の２）
第４章　雑則（第26条の３・第27条）
第５章　罰則（第28条―第30条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するとともに，青少年を取り巻く社会環境を整備し，もつて青少年の保護と健全な育成を図ることを目的とする。

（平８条例50・一部改正）

（条例の解釈適用）

第２条　この条例は，青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて，いやしくもこれを拡張して解釈し，県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

（県民の責務）

第３条　すべて県民は，青少年が健全に育成されるように努め，これを阻害するおそれのある行為及び社会環境から青少年を保護しなければならない。

（平８条例50・一部改正）

（定義）

第４条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　青少年　18歳未満の者をいう。

⑵　保護者　親権者，未成年後見人，寄宿舎の管理人その他青少年を現に保護監督する者をいう。

⑶　図書等　書籍，雑誌その他の刊行物，図画，写真，映写用フィルム，スライドフィルム，録音テープ，録音盤，ビデオテープ，ビデオディスク，シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。

⑷　自動販売機　物品の販売に従事する者と客とが直接に対面することなく，販売をすることができる設備を有する機器（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。）をいう。

⑸　自動貸出機　物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく，貸付けをすることができる設備を有する機器（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。）をいう。

⑹　テレホンクラブ等営業　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

⑺　利用カード　テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持つて発行する文書その他の物品をいう。

（平８条例50・全改，平14条例17・平18条例20・令６条例15・令８条例８・一部改正）

第２章　映画等の推奨　（平８条例50・追加）

（映画等の推奨）

第５条　知事は，映画，演劇，書籍等の内容が青少年の健全な育成上特に有益であると認めるときは，当該映画，演劇，書籍等を推奨することができる。

２　知事は，前項の規定による推奨をしようとするときは，あらかじめ鹿児島県青少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし，審議会を開催するいとまがない場合には，審議会の意見を聴かずに同項の規定による推奨をすることができる。この場合において，知事は，次の審議会にその旨を報告しなければならない。

３　知事は，第１項の規定による推奨をしたときは，その旨を公告するものとする。

（昭58条例７・平８条例50・追加）

第３章　規制　　（平８条例50・追加）

（深夜外出の制限）

第６条　保護者は，特別な理由がある場合のほか，深夜（午後11時から翌日の午前４時までの間をいう。以下同じ。）に，青少年を，青少年のみで外出させないように努めなければならない。

２　何人も，深夜に，青少年が保護者の同意を得ないで外出している場合は，当該青少年の保護及び善導に努めなければならない。

３　何人も，保護者の同意又は委託を受けるなど正当な理由がある場合のほか，深夜に，青少年を連れ出し，同伴し，又はとどめてはならない。

（昭58条例７・全改，平８条例50・一部改正）

（興行場等への深夜の立入禁止）

第７条　興行場を経営する者若しくは興行を主催する者又は設備を設けて客に遊技，図書等の閲覧若しくは視聴，インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者（以下「興行者等」という。）は，深夜に，当該興行又は営業の場所に，青少年を立ち入らせてはならない。

２　興行者等は，深夜に興行又は営業を営むときは，入口の見やすい場所に，青少年の立入りを禁ずる旨を表示しなければならない。

（昭58条例７・追加，平８条例50・平19条例14・一部改正）

（有害映画等の制限）

第８条　何人も，映画，演劇，演芸，見せ物及び紙芝居（以下「映画等」という。）で，その内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ，又は聞かせないようにしなければならない。

⑴　著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

⑵　著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し，その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　知事は，映画等の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは，その映画等の内容の全部又は一部を有害な映画等として指定することができる。

３　知事は，前項の規定による指定又は指定の取消しをしようとするときは，あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし，緊急を要する場合には，審議会の意見を聴かないで同項の規定による指定又は指定の取消しをすることができる。この場合において，知事は，次の審議会にその旨を報告しなければならない。

４　知事は，第２項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは，直ちにその旨を告示するとともに主催者に通知しなければならない。

５　第２項の規定により指定された有害な映画等（以下「有害映画等」という。）の主催者は，当該有害映画等を青少年が見，又は聞くことができない旨を当該有害映画等の上映，上演等のとき，入口の見やすい箇所に表示しなければならない。

（昭37条例10・昭53条例６・昭58条例７・平８条例50・一部改正）

（有害図書等の制限）

第９条　何人も，図書等でその内容が前条第１項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ，聞かせ，若しくは読ませ，又は販売し，配布し，交換し，贈与し，若しくは貸し付けないようにしなければならない。

２　知事は，図書等の内容が前条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは，その図書等の内容の全部又は一部を有害な図書等として指定することができる。

３　前条第３項の規定は，前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。

４　知事は，第２項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは，直ちにその旨を告示しなければならない。

５　次の各号のいずれかに該当する図書等は，第２項の規定による指定がない場合であつても有害な図書等とする。

⑴　書籍又は雑誌で，別表の左欄に掲げる写真又は図画のいずれかを掲載する紙面の数が20ページ以上又は総紙面の数の５分の１以上を占めるもの

⑵　ビデオテープ，ビデオディスク，シー・ディー・ロムその他これらに類するもので，別表の左欄に掲げる映像の時間が合わせて３分を超えるもの又は別表の左欄に掲げる写真又は図画のいずれかを表示する場面の数が20場面以上若しくは総場面の数の５分の１以上を占めるもの

⑶　図書等の制作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し，青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めたもの

６　知事は，前項第３号に規定する団体を指定したときは，その名称及び当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書等を表示する方法を告示しなければならない。

７　図書等を販売し，貸し付け，閲覧させ，又は視聴させることを業とする者（以下「図書等取扱業者」という。）は，第２項の規定により指定された有害な図書等及び第５項の規定に該当する有害な図書等（以下「有害図書等」と総称する。）を青少年に販売し，貸し付け，閲覧させ，又は視聴させてはならない。

（昭58条例７・平８条例50・平18条例20・平19条例14・一部改正）

（有害図書等の陳列場所の制限等）

第10条　図書等取扱業者は，有害図書等を陳列するときは，他の図書等と区分して屋内の監視できる一定の場所に置き，かつ，容易に青少年の目に触れないような方法をとらなければならない。

２　図書等取扱業者は，有害図書等の陳列場所に，青少年の購入，借受け，閲覧又は視聴を禁ずる旨を表示しなければならない。

（昭58条例７・追加，平８条例50・平19条例14・一部改正）

（有害広告物の制限）

第11条　何人も，屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第２条第１項に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物（以下「広告物」という。）で，その内容が第８条第１項各号のいずれかに該当するものを表示しないようにしなければならない。

２　知事は，広告物の内容が第８条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは，その広告物を有害な広告物として指定することができる。

３　第８条第３項の規定は，前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。

４　知事は，第２項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは，直ちにその旨を当該有害な広告物の広告主又は管理者に通知しなければならない。

５　第２項の規定により指定された有害な広告物（以下「有害広告物」という。）の広告主又は管理者は，前項の規定による通知を受けたときは，当該有害広告物を速やかに除去しなければならない。

６　知事は，第４項の規定による通知を受けた広告主又は管理者が当該有害広告物の除去をしないときは，当該広告主又は管理者に対して期限を付して当該有害広告物を除去することを命ずることができる。

（平８条例50・平14条例17・一部改正）

（有害玩具刃物等の制限）

第12条　何人も，玩具，器具その他これらに類するもの又は刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）第２条第２項に規定する刀剣類を除く。）（以下「玩具刃物等」という。）で，その形状，構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないようにしなければならない。

⑴　人の生命，身体又は財産に危害を及ぼし，青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

⑵　著しく青少年の性的感情を刺激し，その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

２　知事は，玩具刃物等の形状，構造又は機能が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは，その玩具刃物等を有害な玩具刃物等として指定することができる。

３　第８条第３項の規定は，前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。

４　知事は，第２項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは，直ちにその旨を告示しなければならない。

５　第１項第２号に該当する玩具刃物等で，次の各号のいずれかに該当するものは，第２項の規定による指定がない場合であつても，有害な玩具刃物等とする。

⑴　専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて，規則で定める形状，構造又は機能を有するもの

⑵　使用済みの下着（これと誤認される表示がなされ，又は形態であるものを含む。）

６　玩具刃物等の販売を業とする者は，第２項の規定により指定された有害な玩具刃物等及び前項の規定に該当する有害な玩具刃物等（以下「有害玩具刃物等」と総称する。）を青少年に販売してはならない。

（昭53条例６・昭58条例７・平４条例９・平８条例50・令８条例８・一部改正）

（自動販売機等による販売又は貸付けの自主規制等）

第13条　自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等自動販売貸付業者」という。）又は自動販売機による玩具刃物等の販売を業とする者（以下「玩具刃物等自動販売業者」という。）は，この条例に定める事項を的確に行わせるため，規則で定めるところにより，その設置する図書等の自動販売機等又は玩具刃物等の自動販売機ごとに，図書等の自動販売機等を管理する者（以下「図書等自動販売機等管理者」という。）又は玩具刃物等の自動販売機を管理する者（以下「玩具刃物等自動販売機管理者」という。）を置かなければならない。

２　図書等自動販売貸付業者及び図書等自動販売機等管理者又は玩具刃物等自動販売業者及び玩具刃物等自動販売機管理者は，図書等でその内容が第８条第１項各号のいずれかに該当するもの又は玩具刃物等でその形状，構造若しくは機能が前条第１項各号のいずれかに該当するものを自動販売機等に収納しないようにしなければならない。

３　自動販売機により医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）別表第１に規定する衛生用品を販売することを業とする者は，自動販売機の設置場所，販売の方法等について配慮し，青少年の健全な育成を阻害しないようにしなければならない。

（昭58条例７・全改，平４条例９・平８条例50・平26条例55・令８条例８・一部改正）

（図書等自動販売貸付業者等の届出義務等）

第14条　図書等の自動販売機等又は玩具刃物等の自動販売機を設置しようとする図書等自動販売貸付業者又は玩具刃物等自動販売業者は，自動販売機等を設置する日の15日前までに，当該自動販売機等ごとに，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

⑴　住所，氏名（法人にあつては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第３号及び第４号において同じ。）及び電話番号

⑵　自動販売機等の設置場所

⑶　自動販売機等の設置場所を提供した者の住所，氏名及び電話番号

⑷　図書等自動販売機等管理者又は玩具刃物等自動販売機管理者の住所，氏名及び電話番号

⑸　自動販売機等の機種及び製造番号

⑹　前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

２　前項の規定による届出をした者は，当該届出に係る事項に変更があつたとき，又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは，その変更を生じた日又は廃止した日から15日以内に，規則で定めるところにより，当該変更に係る事項又は廃止した旨を知事に届け出なければならない。

３　前２項の規定による届出をした者は，規則で定めるところにより，知事が交付する届出済証を当該届出に係る

自動販売機等の表面の見やすい場所に，表示しておかなければならない。

4　前３項の規定は，風適法第２条第１項に規定する風俗営業（同項第５号の営業を除く。）に係る営業所，同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所又は店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「店舗型電話異性紹介営業所」という。）に設置する自動販売機等については，適用しない。

（平４条例９・全改，平８条例50・平10条例43・平14条例17・平28条例16・令８条例８・一部改正）

（自動販売機等による販売又は貸付けの制限）

第15条　図書等自動販売貸付業者又は図書等自動販売機等管理者は有害図書等を自動販売機等に，玩具刃物等自動販売業者又は玩具刃物等自動販売機管理者は有害玩具刃物等を自動販売機に収納し，又は収納しておいてはならない。

2　前項の規定は，前条第４項に掲げる営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置されている自動販売機等については，適用しない。

（平８条例50・追加，平14条例17・平14条例79・令８条例８・一部改正）

（利用カードの販売等の制限）

第16条　何人も，青少年に対し，利用カードを販売し，配布し，交換し，贈与し，又は貸し付けてはならない。

2　利用カードの販売を業とする者は，利用カードを自動販売機に収納し，又は収納しておいてはならない。ただし，青少年立入禁止場所に自動販売機が設置されている場合は，この限りでない。

（平８条例50・追加，平14条例17・一部改正）

（自動販売機による利用カードの販売の届出等）

第17条　前条第２項ただし書に規定する場合において，自動販売機により利用カードを販売しようとする者は，自動販売機を設置する日の15日前までに，当該自動販売機ごとに，公安委員会規則で定めるところにより，次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

⑴　住所，氏名（法人にあつては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第３号及び第４号において同じ。）及び電話番号

⑵　自動販売機の設置場所

⑶　自動販売機の設置場所を提供した者の住所，氏名及び電話番号

⑷　自動販売機を管理する者の住所，氏名及び電話番号

⑸　自動販売機の機種及び製造番号

⑹　前各号に掲げるもののほか，公安委員会規則で定める事項

2　第14条第２項及び第３項の規定は，前項の規定による届出について準用する。この場合において，同条第２項及び第３項中「自動販売機等」とあるのは「自動販売機」と，「規則」とあるのは「公安委員会規則」と，「知事」とあるのは「公安委員会」と，同条第３項中「届出済証」とあるのは「届出済証及び青少年の購入を禁ずる旨」と読み替えるものとする。

（平８条例50・追加，平14条例17・一部改正）

（広告物の禁止等）

第18条　何人も，青少年立入禁止場所（当該場所のうち，外部から見えない部分に限る。）を除き，風適法第31条の13第１項又は第31条の18第１項において準用する風適法第28条第５項第１号に規定する広告制限区域等において，テレホンクラブ等営業又は利用カードの販売に係る広告物を表示してはならない。

2　何人も，人の住居（青少年が居住していないものを除く。）にビラ等（テレホンクラブ等営業又は利用カードの販売に係るビラ，パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画をいう。以下同じ。）を配り，又は差し入れてはならない。

3　何人も，前項に掲げるもののほか，青少年に対してビラ等を頒布してはならない。

4　警察官は，次の各号のいずれかに該当する者に対して，当該行為を中止することを命じ，又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

⑴　第１項の規定に違反して広告物を表示しようとしている者

⑵　第２項の規定に違反してビラ等を配り，又は差し入れようとしている者

⑶　前項の規定に違反して青少年に対してビラ等を頒布しようとしている者

（平８条例50・追加，平14条例17・一部改正）

（青少年のテレホンクラブ等営業の利用禁止等）

第19条　何人も，青少年に，テレホンクラブ等営業に使用する電話番号に電話をかけさせ，店舗型電話異性紹介営業所に立ち入らせ，又はビラ等を受け取らせないよう努めなければならない。

（平８条例50・追加，平14条例17・一部改正）

（質受けの制限）

第20条　質屋営業法（昭和25年法律第158号）第１条第２項に規定する質屋は，青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つてはならない。ただし，青少年が保護者の委託を受け，又は同意を得たと認められる等相当の理由がある場合は，この限りでない。

（平８条例50・平14条例17・一部改正）

（古物買受け等の制限）

第21条　古物営業法（昭和24年法律第108号）第２条第３項に規定する古物商又は金属くず類（金属類で，同条第１項に規定する古物（以下「古物」という。）に該当せず，かつ，本来の生産目的に従つて売買し，交換し，加工し，又は使用されないものをいう。以下同じ。）を業として売買し，若しくは交換し，若しくは委託を受けて売買し，若しくは交換する者（以下「金属くず類業者」という。）は，古物又は金属くず類を青少年から買い受け，若しくは販売の委託を受け，又は青少年と交換してはならない。この場合においては，前条ただし書の規定を準用する。

（平８条例50・平14条例17・平18条例20・一部改正）

（淫行等の禁止）

第22条　何人も，青少年に対して淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

２　何人も，青少年に対して前項の行為を教え，又は見せてはならない。

（平８条例50・平14条例17・令８条例８・一部改正）

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第22条の２　何人も，青少年に対して，当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第２条第３項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

（平31条例23・追加）

（入れ墨の禁止）

第23条　何人も，青少年に対して入れ墨を施し，又は受けさせてはならない。

（平８条例50・追加，平14条例17・一部改正）

（場所の提供等の禁止）

第24条　何人も，次に掲げる行為が青少年に対してなされ，又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し，又は周旋してはならない。

⑴　淫行又はわいせつ行為

⑵　賭博行為

⑶　麻薬，覚醒剤等の使用

⑷　飲酒又は喫煙

⑸　トルエン並びに酢酸エチル，トルエン又はメタノールを含有するシンナー，接着剤，塗料及び閉塞用又はシーリング用の充塡料の不健全な使用

⑹　入れ墨を施す行為

（昭53条例６・全改，昭58条例７・平８条例50・平14条例17・令６条例15・一部改正）

（保護者等への通知）

第25条　何人も，青少年が凶器若しくは銃砲刀剣類を所持し，又はこれらを使用していると認められる等他人の権利を侵害するおそれがあると認められる場合は，速やかに保護者，児童委員，児童福祉司又は学校長に通知するように努めなければならない。

（平８条例50・平14条例17・一部改正）

第３章の２　青少年のインターネット利用環境の整備　（平18条例20・追加，平31条例23・一部改正）

（青少年のインターネット利用環境の整備）

第26条　保護者は，フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第２条第９項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用その他の方法により，その保護監督する青少年が有害情報（同条第３項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を閲覧し，又は視聴することがないように努めなければならない。

２　青少年の保護と健全な育成に携わる者は，フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により，青少年が有害情報を閲覧し，又は視聴することがないように努めなければならない。

３　インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は，当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては，フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用その他の方法により，青少年が有害情報を閲覧し，又は視聴することがないように努めなければならない。

４　端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第２条第４号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は，その事業活動を行うに当たつては，青少年が有害情報を閲覧し，又は視聴することがないよう，フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

（平18条例20・追加，平31条例23・令８条例８・一部改正）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等）

第26条の２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第１項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は，携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第２条第７項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（既に締結されている携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては，当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等（同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を締結する場合において，当該契約の相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対して，当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり，かつ，当該契約の相手方が青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対して，青少年インターネット環境整備法第14条の規定により，同条各号に掲げる事項を説明するときは，併せて，これらの事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）を交付しなければならない。

２　保護者は，青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは，当該青少年が就労しており，フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面（当該理由及び当該事項を記録した電磁的記録を含む。第４項において同じ。）を，携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第２条第８項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

３　保護者は，青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは，当該保護者の責任において適切に当該青少年の特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係るフィルタリング有効化措置を行うこと及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。第５項において同じ。）を，携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

４　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は，第２項に規定する書面の提出を受け，フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供した場合は，当該書面の提出を受けた日から当

該役務の提供に関する契約が終了する日又は当該契約に係る青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間，当該書面を保存しなければならない。

5　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は，第３項に規定する書面の提出を受け，フィルタリング有効化措置を講じないで特定携帯電話端末等を販売した場合は，当該書面の提出を受けた日から当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間，当該書面を保存しなければならない。

6　前２項の場合において，携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は，前２項の書面の保存に代えて当該書面の内容を記載し，又は記録した書面又は電磁的記録を保存することができる。

7　知事は，携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第１項若しくは第５項の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第４項の規定に違反していると認めるときは，当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し，必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8　知事は，前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは，その旨を公表することができる。

9　知事は，前項の規定による公表をしようとするときは，あらかじめ，当該公表に係る携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し，その旨を通知し，その者又はその代理人に対し，意見を述べる機会を与えなければならない。

（平31条例23・追加，令８条例８・一部改正）

第４章　雑則　（平８条例50・追加，平31条例23・一部改正）

（立入調査等）

第26条の３　知事は，この条例の施行に必要な限度において，その指定する者に，営業時間中，次に掲げる場所に立ち入り，必要な調査をさせ，関係人から資料の提出を求めさせ，又は関係人に対して質問させることができる。

⑴　興行者等の興行又は営業の場所

⑵　有害映画等を見せ，又は聞かせる場所

⑶　図書等取扱業者の営業の場所

⑷　玩具刃物等の販売を業とする者の営業の場所

⑸　質屋，古物商又は金属くず類業者の営業の場所

⑹　利用カードの販売を業とする者の営業の場所

⑺　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

2　前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入調査は，必要最小限度において行うべきであつて，関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。

4　第１項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（昭58条例７・全改，平４条例９・平８条例50・平10条例43・平14条例17・平19条例14・平31条例23・令８条例８・一部改正）

（規則への委任）

第27条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（平８条例50・追加，平14条例17・一部改正）

第５章　罰則　（平８条例50・追加）

第28条　次の各号のいずれかに該当する者は，２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

⑴　第22条第１項の規定に違反した者

⑵　第24条の規定に違反して同条第１号，第３号又は第５号に掲げる行為をする場所を提供し，又は周旋した者

2　次の各号のいずれかに該当する者は，１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

⑴　第22条第２項又は第23条の規定に違反した者

⑵　第24条の規定に違反して同条第６号に掲げる行為をする場所を提供し，又は周旋した者

3　次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

⑴　第15条第１項の規定に違反して有害図書等を自動販売機等に収納し，又は収納しておいた者
⑵　第22条の２の規定に違反して，青少年に対して，当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて，次のいずれかに該当するもの
ア　当該青少年に拒まれたにもかかわらず，当該提供を行うように求めた者
イ　当該青少年を威迫し，欺き，若しくは困惑させ，又は当該青少年に対して対償を供与し，若しくはその供与を約束する方法により，当該提供を行うように求めた者
⑶　第24条の規定に違反して同条第２号又は第４号に掲げる行為をする場所を提供し，又は周旋した者
４　次の各号のいずれかに該当する者は，20万円以下の罰金又は科料に処する。
⑴　第７条第１項，第９条第７項，第12条第６項又は第16条第１項若しくは第２項の規定に違反した者
⑵　第11条第６項の規定による知事の命令に違反した者
⑶　第14条第１項又は第17条第１項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
⑷　第15条第１項の規定に違反して有害玩具刃物等を自動販売機に収納し，又は収納しておいた者
５　次の各号のいずれかに該当する者は，10万円以下の罰金又は科料に処する。
⑴　第６条第３項，第20条又は第21条の規定に違反した者
⑵　第７条第２項，第８条第５項又は第14条第３項（第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定による表示をしていない者
⑶　第14条第２項（第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をせず，又は虚偽の届出をした者
⑷　第26条の３第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，虚偽の資料を提出し，又は質問に対して虚偽の答弁をした者
６　第22条，第23条又は第24条の規定に違反した者は，青少年の年齢を知らないことを理由として，第１項から第３項までの規定による処罰を免れることができない。ただし，当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは，この限りでない。
（平８条例50・追加，平14条例17・平14条例79・平18条例20・平31条例23・令６条例50・令８条例８・一部改正）
第29条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して前条各項の違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，当該各項の罰金刑又は科料刑を科する。
（平８条例50・平14条例17・平28条例16・一部改正）
第30条　この条例の罰則は，青少年に対しては適用しない。
（平８条例50・平14条例17・一部改正）

附　則

この条例は，昭和37年４月１日から施行する。
（中略）
附　則　（令和８年３月27日条例第８号）
１　この条例は，令和８年７月１日から施行する。ただし，第12条から第15条まで，第22条，第26条から第26条の３まで及び第28条の改正規定は，公布の日から施行する。
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

別表（第９条関係）　　（昭58条例７・追加，平８条例50・令６条例15・一部改正）

左　　欄	右　　欄
1　全裸，半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で，右に掲げるもののいずれかを被写体とした写真，図画又は映像（陰部を覆い，ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）	⑴　陰部又は臀（でん）部を誇示した姿態 ⑵　自慰の姿態 ⑶　男女間の愛撫（ぶ）の姿態 ⑷　排泄（せつ）の姿態 ⑸　緊縛の姿態
2　性交又はこれに類する性行為で，右に掲げるもののいずれかを被写体とした写真，図画又は映像（陰部を覆い，ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）	⑴　男女の性交又は性交を連想させる行為 ⑵　不同意性交等その他の陵辱行為 ⑶　同性間の性行為 ⑷　変態性欲に基づく性行為